

## 令和元年度第4回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日時：令和2年3月19日（木曜日）14：00～16：00  
場所：箱根町役場本庁舎4階 第1～3会議室  
出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】  
高井正委員長、佐藤 守委員、杉山慎吾委員、  
瀨瀨利博委員、池島祥文委員、伊集守直委員  
（欠席：倉田義巳委員、高橋典之委員、安藤万奈委員）  
【箱根町】  
石川企画観光部長、片倉総務部長、伊藤企画課長、吉田観光課長、村山財務課長、石川税務課長、早野企画課副課長、関田観光課副課長、松島財務課副課長、企画課特定政策係辻満・海野

### 【会議概要】

企画課長

#### 1 開 会

それでは、時間になりましたので、「第4回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を開会します。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の伊藤です。どうぞ、よろしくお願いします。

本日の会議ですが、新型コロナウイルス感染症対策として事前に通知しましたが、会議室入口への消毒液の設置や座席間隔を広げることに加え、出席者はマスクを着用する形とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

会議に入りたいと思いますが、倉田委員、高橋委員、安藤委員から欠席の連絡をいただいております。また、町側から観光課副課長の関田が出席していますので、ご承知おき願います。

次に、資料を確認させていただきます。資料は、「会議次第」、「委員等名簿」、説明資料として「資料1、資料2、資料2別紙3、資料3」、「参考資料1～4」、「補足資料」となりますが、不足等はありませんか。

これまでと同様、皆様の前にある音声認識システムを使用します。お手数ですが、右下のグレーのボタンを押すとマイクの先が赤く光りますので、その後に発言をお願いします。また、本会議

は公開で行うこととしていますので、ご承知おきください。

議題に移りますが、検討会議の委員長であります高井教授からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましても高井教授にお願いします。

委員長

## 2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。

伊藤課長からありましたとおり、新型コロナウイルスで大変な中、ご出席いただきありがとうございます。

箱根は、観光の町ですので、昨年秋の台風被害もありましたが、今度は世界規模でこのような事態になっていますので、一刻も早いウイルスの終息を願い、ともに耐え忍んで頑張りましょう。

委員長

## 3 議 題

本日の議題ですが、次第をご覧ください。

議題(1)「HOT21 観光プラン実施計画について」、議題(2)「観光まちづくりに関連する町の事務事業等について（町の歳出の分類結果）」、議題(3)「その他」となっています。

議題に入る前に説明しますが、参考資料4「検討会議のスケジュールについて」をお願いします。この資料は、第2回の会議時に町が作成したもので、第4回の議題を赤字のとおり修正しています。前回もそうでしたが、議題の内容自体、大きく変更している訳ではなく、内容に即した議題名に修正したものですので、承知いただければと思います。

委員長

### (1) HOT21 観光プラン実施計画について

それでは、議題(1)「HOT21 観光プラン実施計画について」、町側から説明をお願いします。

観光課副課長

観光課副課長から、資料1、参考資料1,2をもとに、策定中の第2次箱根町HOT21観光プラン実施計画(案)の概要等について説明した。

委員長

この計画の策定には箱根DMOも携わられているそうなので、D委員やE委員から補足的な説明があればお願いします。

また、私から1点、数年前から日本でDMOが広まっていますが、その背景について説明をお願いします。

**委員 E**

DMO設立の背景は、正確には観光庁ホームページをご覧くださいただければと思いますが、私の理解する範囲で説明します。

日本においては、2003年（平成15年）の小泉内閣の時に、初めて『観光立国』宣言がなされました。当時、世界各国のGDPを見るとアメリカだけが伸び続け、日本は1990年くらいから頭打ちの状況の中で、フランスは現在、年間8,000万人を超える外国人が訪問していますが、当時の日本には約600万人しか来ておらず、逆に日本から約1,800万人が海外を訪れていました。

つまり、差引き1,200万人の消費額が日本国外に流出している状況があり、そこに着目し、内需が伸び悩んでいた日本の生き残る道として、国を挙げて取り組んでいこうという意図があったと理解しています。

観光立国を国家戦略として取り組んでいく時に、単純に全国各地の観光協会や観光関係組織にお金をばらまけば上手くいくかということ、難しかったのではないかと思います。

観光協会の状況は様々で、負債を抱え自力ではどうにもならない組織もありますが、世界的に見ると、例えばハワイ州観光局やスイスのツェルマットのように明確な目標のもと戦略をしっかりと立て、PDCAサイクルにより取り組みを進めている組織、また、日本では難しいと思いますが、自前で財源を徴収している所もあります。

これらを踏まえ、世界的に成功事例の多いDMO(destination management/marketing organization)を日本版にアレンジして立ち上げようという構想が、6年程前に出されました。日本版DMOは、組織の目的や目標、戦略、財源を明確にして国に申請し、認められれば補助金や人材が支援されるというもので、令和2年1月時点の登録法人が約150団体、候補法人を合わせると約270団体となります。日本版DMOは3種類あり、東北観光推進機構や九州観光推進機構など都道府県をまたぐ広域連携DMO、かながわ西観光コンベンションビューローのように市町村をまたぐ地域連携DMO、箱根DMOのように市町村単位の地域DMOがあります。

**委員長**

ありがとうございました。町からの説明に対し、ご質問等

があればお願いします。

#### 委員 G

本検討会議の位置付けや検討内容は参考資料3に分かり易く示されていますが、本日のメインとなる赤字で記載された『HOT21 観光プラン実施計画』と基本計画に対する守備範囲というか、この会議でどのあたりまで具体的に議論するのでしょうか。

先ほど説明のあった実施計画案は、基本的にこれまでの分析等を踏まえ、今後、減少傾向が見込まれる観光客をどのように維持・拡大していくかという視点から、そのために必要となる様々な施策をまとめていますが、これまでの箱根町の経済や財政を議論していく中で、観光客を増やすことはもちろん重要であり基本である一方、多くの観光客が訪れることでコストが掛かり財源不足に陥るという課題があり、この計画の実施により観光客が増え、コストが更に掛かることも考えられます。

特に、外国人観光客を増やす方向であれば、その対応に更にコストが掛かることを考えると、費用の増加がどの程度、見込まれるかも議論の対象になるのでしょうか。また、箱根町は地域経済循環の観点からは町内にお金が留まらないことが課題ですが、どのように改善し好循環とするのか、計画には事業者に対する支援策も入っていますが、その辺りも観光プランの実施計画を議論する際に、具体的な検討内容として入ってくるのでしょうか。

#### 委員長

本検討会議における観光プランの基本計画と実施計画の位置付けというか守備範囲について、どうですか。

#### 企画観光部長

本検討会議における「観光」と「暮らし」の両輪のうち、観光面の計画として観光プラン実施計画を位置付けていますが、町全体の計画体系としては、観光プラン基本計画は総合計画の下に位置付けられています。実際には第6次総合計画基本構想で掲げる6つの基本目標の5番目「癒しと文化を提供する観光産業づくり」を具現化するための中心となる計画であり、その他の基本目標にも観光に関連する部分がありますので、その辺りも反映させた形で策定したと認識しています。

## 委員 G

そのような関係性があり、今後、この検討会議で具体的に検討していく際に、観光プランに位置付けた施策を実施する場合に掛かる経費を町が負担する、あるいは事業者との連携で実施するなど様々な形があると思いますが、コスト面の議論も含め、先ほど申し上げた施策を実施したことで箱根町の経済や財政にどのような影響を与えるかについても議論の対象となりますか。実施計画にそのような内容を入れるべきという意見ではなく、町の考えを伺いたいと思います。

## 観光課副課長

実施計画は、基本計画と将来目標値を達成するために具体的に必要な施策を定めるもので、個別の取組みに掛かる費用まで対象としていません。

従前の計画よりは、具体的な内容を位置付けたと考えており、箱根 DM0 が設立され連携が進み、観光振興・発展という同じベクトルでスタート地点に立てたと認識しています。今後、様々な場面で議論を進めていく中で各事業の経費が見えてくると思いますので、その辺りは今後のステップと考えています。

## 委員 E

前回の H0T21 観光プランの策定から携わっていたのであれば、まず、根拠に基づく明確な目標数値と達成に必要な具体的戦術を定め、それに基づき町と民間の役割や財源を決めるという手順が理想だったのではないかと思います。

この部分は、関田副課長からも前計画よりは具体的な計画となったという説明がありましたが、今回の実施計画も、基本計画の策定後に箱根 DM0 が設立されたという状況の中で、様々な調査を行うとともに町と連携し、その成果を実施計画に落とし込んでいます。

一方で、大前提として町が更に多くの観光客に来てもらえるよう取組みや投資を進め、観光消費の増大とともに成長を志向する路線を取るのか、また、コスト面を考慮して縮小均衡を望むのか、その辺りの大きな方向性は明確に決定されていません。

本来は 1 丁目 1 番地の大戦略を決めて取り組むことが必要だと思いますが、それが決まるまで何もしないのでは何も進みませんので、まず、現状で可能な範囲内で最善の実施計画案を作成しました。

実際に、町の財源で実施する事業については令和 2 年度予

算では基本計画等をベースに観光課と連携して決めており、よりロジカルなプロセスに一步一步近づいている感覚です。

#### 委員 D

文章にした実施計画を改めて見ると、良いか悪いか評価することも含めて非常に難しいという印象を受けました。

この計画は、何もしなければ観光収入が 100 億円下がるという箱根 DMO の分析が前提となっており、観光経済を維持又は成長させるために 100 億円プラスさせることを目標とした計画と捉えています。

箱根 DMO 設立の経緯を補足すると、先ほど E 委員が説明した国の DMO 構想を私達が知ったのは 2015 年（平成 27 年）になりますが、その年は大涌谷火山活動が活発化した時で、まさに今の新型コロナウイルスの影響が箱根町内だけで起きたという印象です。

そのようなタイミングで、町が危機的な財政状況にあることが町民向けに広報され、もちろんそれまでも周知されていたのは知っていましたが、説明会の開催などにより直接、町から町民向けに説明があったのが 2015 年（平成 27 年）になります。

これまで何も問題ないと思っていた観光経済への影響が深刻なものになっている、更に町財政も危機的な状況にある。そもそも観光経済も町財政も脆弱であることが分かり、このまま何も考えずにいたら大変なことになると判断し、箱根町について私達自身が考えオール箱根で取り組む必要があると考えた中で、DMO 構想を取り入れるという選択をしました。

DMO という手法でなくても構いませんでしたが、オール箱根で取り組んでいく際に必要なものではないかと解釈し、町財政の悪化と重なってきた中で私自身が DMO 構想の説明をして、このままでは潰れてしまうから単に観光経済のみを拡大したいという民間視点ではなく、観光経済で何とか町財政の改善に寄与できないかと考えたのが出発点です。

観光事業者が上から目線で何とかしてやろうということではなく、これまでの観光振興に対する支出、誘客の方法、経済の作り方自体が町財政や住民に負担をかけていた部分があり、それらを効率化することで改善できる部分があるのではないかと考えました。委員長や H 委員には、観光経済を拡大することで財政が改善される仕組みを考えてもらえませんかと相談したことがあり、まだ、仕組みは確立されていません

が、私達がしっかり取り組めば町財政が改善されるという仮説がDMO設立時の視点となっています。そこを最終的な目標とし、観光経済を循環させることで観光客の消費行動、事業者の収入、雇用の創出、更にそこから税金や使用料収入が生まれ、豊かなまちづくりに繋がるという好循環サイクルを目指すという認識でDMOは設立されています。

箱根DMOが設立され、観光プラン策定と関連して調査する中で、今まで見えていなかったものや駄目な部分が出てきましたが、所要となる費用までは見えておらず、更に直近の自然災害に加え新型コロナウイルスの問題もあり、今後の見通しは更に難しい状況です。

ただし、目指すべき方向性として私の1丁目1番地の考えになります。観光経済が上手く回らないと誰も豊かになれないと思っていますので、観光経済をしっかりすることを目指していくべきと考えています。その意味では、具体的な金額は分からないまでも、少なくとも観光経済の充実で箱根町を豊かにするとすると、投資を増やしていかなければならない可能性は比較的高いと考えています。意図としては、単純に観光にお金を掛けてくれという我田引水のつもりではなく、投資が事業を生み、雇用を生み、経済が循環する、その結果、町民が箱根で暮らしやすくなる良い環境が作れるのではないかと思います。

前回の会議でも発言しましたが、町の税金の大半が観光関係にあることを考えた時に、単純に言えば固定資産税の税金が増えれば良いと思います。本日公表された公示地価は横ばいでしたが、魅力ある観光地づくりを目指すうえで観光関係の投資を増やしてほしいという願いがあり、そのために必要な財源をどうするか議論すべきであると考えます。

観光関係に費用が掛かって財源不足になるというだけの視点では議論する必要はない、観光経済を考えない国立公園に戻してしまえばよいと思うので、箱根DMOや観光プラン実施計画ができたことで、観光側としても説明できる入口に立てたのではないかという印象です。

委員長

自治会代表として、暮らしの面からどうですか。

委員 C

資料が送付されてから数日間、観光プランを読みましたが、大変な時間と労力を割いて作成したのだらうという印象をも

ちました。書いてあることは全て良いことだと思いますが、実現が可能であるかは疑問に感じました。

町の人口が減少し税収が減っている中で、箱根町に住みたいかと尋ねると、住みたくないという声を聞きます。理由は、福祉、医療、子育て環境、住環境、全て小田原など他市町村の方が良いと感じているようで、箱根に好んで住みたくないから若い人が逃げていくと言います。実際、私の自治会でも観光業に従事している若い家庭が小田原には土日に預けられる保育園があることを理由に、転出してしまいました。

私の自治会では子ども会が存続できなくなり、温泉地区の大平台、宮ノ下、小涌谷は合同で行事を行う方針としました。若い人や子どもにとって住みにくく、出ていってしまうようであれば税収が増えるわけがありません。観光は大事ですが、観光業従事者が結婚し、安心して子どもを産める家庭を築ける環境を作る、そのような方向で考えていけば変わってくると思います。

私が考える範囲では、空室が目立つ町営住宅を綺麗で住み良く改修し、安く提供したら良いと思います。

委員長

生活者の視点で、観光業従事者の具体的な事例を用いて発言いただきました。

委員 H

第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画は数年前に策定されており、本年度から本検討会議が始まったことで観光まちづくりという概念的なものが、ある程度オーソライズされてきた中で、実施計画案の内容に観光まちづくりの視点を盛り込むことが求められているのか、それとも内容を理解しておくだけに留まるのか、どちらかで発言も変わるとは思いますが、どうですか。

企画課長

実施計画案は観光課と箱根 DMO が連携して作成し、パブリック・コメントも終了していますので、本検討会議では内容の修正に関して議論をするのではなく、内容を把握しておいていただければと考えています。

委員 H

そのことを前提としてコメントしますと、資料1 実施計画案の42ページの具体施策「4. 来訪者と地域の人々の交流が価値を高める観光地づくり」は、観光まちづくりの視点に係

る内容ではないかと思えます。

実施計画はあくまで大枠で、より細かい事業内容は今後も付け加えたり検討したりすることはできると思うので、C委員の発言にあったような生活者の意見、観光業従事者が生活する中での視点、従事されていない方の地域への視点などそれぞれを具体化し、反映・実行されていくことを望みたいと思えます。

委員長

議題2の観光まちづくりに関連する町の事務事業に係る意見であったかと思えます。ここで、一旦休憩とします。

( 休 憩 )

(2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について  
(町の歳出の分類結果)

委員長

議題(2)「観光まちづくりに関連する町の事務事業等について」、これは前回からの引き続きになりますが、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から、資料2、資料2別紙3、参考資料3をもとに前回の会議資料の修正内容、議題1の観光プラン実施計画との関係について説明した。

委員長

前回の会議での意見を踏まえた修正事項、1点目が資料2の分類①～④の区分名称と分類の考え方、2点目が資料2別紙3の財源内訳について「入湯税等」としていた箇所を「入湯税」「消費税等」に分けたということですね。また、議題1の観光プラン実施計画の扱いに関する説明がありましたが、これらについて補足で質問等がありますか。

委員 G

意見を反映していただき、ありがとうございます。区分名称と分類の考え方は、修正した内容で良いと思えます。資料2別紙3の修正も、特に分類①や②は財源内訳の特徴が読み取れるので私は良いと思えます。

表の財源内訳を、これ以上、分ける必要はないと思えますが、消費税等の欄について、9ページ以降の分類「④町民対象」で保険健康課などが所管する社会保障関係の事務事業には地方消費税交付金の社会保障財源化分を充てているという

イメージですか。

事務局

そのとおりです。

委員 G

先ほど意見のあった資料 1 実施計画案の 42 ページ施策 4 の内容は、資料 2 の分類の「④町民対象」に関連する事務事業もあるので、資料 2 の 3 ページ分類①～③に黄色く網掛けした部分が、理屈的には分類④も観光まちづくりに関連するものとして、更に薄い黄色で伸びてくることになるかもしれません。そうすると全ての事務事業が何らかの関係があることになるので、要は財源を確保する時の使い道や、どう説明するかを想定した分類になっていると思うので、現状はこれで良いと感じます。

委員 D

G 委員と同意見で、分類④に関連する部分は結構多いと思っています。観光まちづくりの視点で必要な部分で言うと、先ほどの C 委員の発言であった観光業に従事する町民を増やすことを議論した時に、例えば保育園が土日に開園していないからマイナスイメージであるとか、学童保育も対象になると思いますが、その辺りが充実すると観光地としても強くなる、結果として町民が増える、そのような相関性も考えられると思いました。

その中で財源を考えた時に、使い道を限るべきと言う側からすると矛盾がありますが、もう少し広義に捉え、例えば若年層が暮らしやすい環境とするために学童保育の時間を延長するとか、保育園で土日も受け入れるとかを考えたら、薄い黄色を伸ばしても良いかと思います。

委員長

それでは、前回からの引き続きの議論に入りたいと思いますが、資料 2 の 2 ページ一番下の「4 観光まちづくりの充実・維持に係る対象範囲について」、町としては下線部のとおり「①～⑤の 5 つの区分で良いか」、「各区分の歳出項目が妥当であるか」、「観光まちづくりの充実・維持に係る財源の対象範囲はどこか」の 3 点について検討会議で議論してほしいとのことでした。5 つの区分は良いと思いますので、各区分に位置付けている歳出項目、具体的には 3 ページ別紙 1 の分類になりますが、ご質問等がありましたらお願いします。

私から、資料 2 の 3 ページ表の下に赤字で記載された地方

消費税交付金（社会保障財源化分）について補足します。

消費税率が5%の時は使い道が決められていませんでしたが、10%にする際に、上乘せする5%分は社会保障や教育等に充てなければならないことが国会で決められ、その分は使い道が限定されています。

これは消費税全体の話ですが、10%うち地方消費税が2.2%を占めていますので、それが都道府県に、更にその半分が市町村に交付され、これが地方消費税交付金になります。このことから、神奈川県から交付される地方消費税交付金の半分は、社会保障や教育等に充てなければいけないと理解していただければと思います。

それでは、財源の対象範囲について、まずは歳出項目に関する分野に限定して議論していきたいと思います。

委員 H

資料2の3ページ、分類③と④のB経常費に公共施設の運営経費が入っていますが、図書館はどちらに入りますか。

事務局

本町では公民館の一部に位置付けていますので、分類④になります。公共施設関係での分類③と④の違いは、使用料等で町民・町外者を区分していて、分類③は町外者の利用も想定されるもの、分類④は基本的に町民が利用するものとしています。

委員 H

図書館の事例では、大和市文化創造拠点シリウスは年間の来館者が300万人を超えていたり、岩手県紫波町のオガールプロジェクトでは非常にユニークな図書館があったり、施設としては住民福祉の向上に当然繋がるものですが、取組方次第では観光の1つとして外部の人がそれを目的に訪れることもあるので、そのような視点で考えると図書館も、観光まちづくりの財源対象範囲に入るのではないかと思います。

委員 G

資料2別紙3を全て確認したわけではありませんが、純粹一般財源を除いた一般財源を見ると、分類①は入湯税のみが、分類②は入湯税と消費税等が、分類③は消費税等のみが充当されています。この中で分類②は観光人口等を加味する事務事業として、消費税等のうち、ふるさと納税が充当されているものと思いますが、入湯税かふるさと納税か、事務事業によってどちらを充当するかの考え方はありますか。

区分に考え方があれば明確な分類ができると思いますが、入湯税は使い道が限定されているので先に充当し、その後にはふるさと納税を充当するという順番ですか。

財務課長 そのような順番で、まずは入湯税を優先的に充当します。

委員長 ふるさと納税も寄附者が使い道を選択できますね。

委員 G 資料2の1ページに、ふるさと納税の寄附目的に「魅力ある観光地づくり」や「快適で安全安心な生活環境の確保整備」と記載がありますが、これは寄附者が選んだ使い道ということで、そのとおりに充当しているということですか。

財務課長 そのようにご理解ください。

委員 D 例えば、ふるさと納税を分類①の事務事業に充当してはいけませんか。分類①と②に関連する内容は観光客ニーズを満たすものという印象で、何故ふるさと納税を分類①に充当していないのか議論したいわけではありませんが、財源の話客観的に捉えた時に、分類①にも充当されるべきではないかが起こりうる議論かと思います。

事務局 分類①の観光振興は基本的に入湯税を全額充当していますが、そこにふるさと納税を充てることは、寄附目的に「魅力ある観光地づくり」があることから可能です。

現状、入湯税を優先して充当するのは法令上使い道が決められているため、仮にふるさと納税を充当した場合は入湯税がその分浮く形になりますが、どこかに充当する必要があるため、結果的には充当先が入れ替わるだけと考えていただければと思います。あとは使い道として見せ方の問題で、入湯税とふるさと納税は同じような性質で大きな差はないことから、当初は入湯税等として区分していませんでした。

委員 D この分類は本検討会議用のものであり、行政的に必要な分類ではないということで、少し論点を変え、現在の予算規模では入湯税が充当できる余地は1億円程しかないと説明をいただいています。例えば、分類①の幅が増えれば入湯税を使える項目が増えるという解釈は、間違っていないですか。

事務局

解釈として間違いないですが、町全体の予算総額も考慮する必要がありますので、観光振興だけ増やして入湯税を充てることは、予算全体のバランスを見た時に齟齬が生じる場合もあるので、そこは一定の範囲でという調整が当然入ってくると思います。

委員 D

予算編成の仕組みとして、例えば総額に対して観光費の割合は何%とか枠組みを決めているので、これ以上増やせないということですか。それとも、他にも必要な事務事業が多くあり、その財源が入湯税しかないから使えない、他の所が疎かになるから増やせないということですか。

極端な話、例えば観光振興に係る予算が5億円であったのを10億円に増やすという議論は、私達からすれば必要だから10億円にしようという話で、他を削って何とか捻出しましょうという話合いはあり得るかと思いますが、観光関係の予算額が突出してしまうからいけないと、町の中にそのような認識がありますか。

企画課長

令和2年度当初予算の一般会計総額は約107億円、そのうち観光費は約8億円となりますが、町の予算編成の進め方としては、まずは歳入を見込んで使える総額を出します。それに対する歳出として経常的に必要な費用、私たちの人件費、施設の運営経費、保険事業を支えるための繰出金など、いわゆる固定費に予算配分して、残った部分から政策的経費である事業費の配分を始めます。

この事業費は、経常的に続いているものが非常に多いので、例えば消防湯本分署など大きな建設事業が入ることなどない限り、前年と極端に配分が変わらない状況となっています。そこに、新たに観光施策をこれだけのボリュームでやる必要があるとなった時に、政策的に取りやめることができる事業は少なく、削減余地はあまりありません。

そのため、D委員が発言されたように5億円をもってきたから5億円の事業が可能となる、そこに直結するかというと、そうではありませんし、一方、町として観光費は8億円までとか、割合では総額の10%までといった決まりもありません。

委員 G

議論の方向性を見失っているような印象がありますが、現

状、箱根町の入湯税は基本的に充てられる範囲内に収まっている状況で、前に議論となったように、入湯税収を増やすことは可能ですが、充てる先がなくなってしまう状況が考えられます。今後の財源を考える中で、入湯税は目的税のため難しいので、固定資産税のような普通税や、例えば宿泊税を検討するのであれば使い道をどのような範囲にするかという話で、どの辺りが疑問となっているのでしょうか。

#### 委員 D

疑問というより、今の話では私達に仕分けを議論しろと言われてるように感じます。私達は、このようなことが必要でないか、どこにお金を使うかに知恵を絞るべきで、HOT21観光プランがまさにそうですが、成長路線をとっていかないと観光経済自体が危ういと考えられる中で、現状の経常的経費や継続的な事業費が予算の多くを占めることは大きな枷となっており、このままでは観光経済は縮小します。

金額の問題ではなく、このバランスで観光費だけ突出することはできないという議論だけでいくのであれば、知恵を絞っても100億円のマイナスは避けられないと考えます。この場は政策を検討する会議ではありませんが、単に財源不足だからやることは増やしません、現状維持のために財源を確保するだけの議論であれば、私達が意見する必要もないと思います。本検討会議で3年かけて議論し、削るべき増やすべき部分を検討していくと考えていますが、今の話では仕分けで調整すればよいと感じてしまいます。

その辺りを脱却する気がないのであれば、これまでと同様に財源不足が続くと思います。打ち出の小槌はありませんので、財源不足なら税金を上げろという議論は行政としてはあるかもしれませんが、民間としては納得させられる根拠が現状では足りないと思います。

#### 委員 G

少し理解した気がします。大雑把に言うと、観光分野への集中的な投資も含め、要するに予算規模を拡大してはどうか。一定の枠内で予算を組み替える方法もありますが、これまで可能な限り削ってきましたので、その余地がないことを踏まえれば、観光分野に積極的に力を入れるために予算規模を大きくする方向性もあるし、入湯税の使い方を含めた財源を検討してはどうかということですね。

そこは先程の観光経済の拡大という議論にも繋がると思い

ますが、本来であれば町の税収の増大という形で反映されれば良いのですが、箱根町の場合、観光の成長が町財政の改善に単純に直結しない問題点も考えなければならず、その辺りの仕組みの検討はどこが担うのかも、先程の実施計画を実行する局面では必要になってくることかと思えます。

**企画課長**

あくまで町の現状の予算編成方法についての説明であり、観光関係に突出して配分してはいけない、観光費の枠を決めているわけではありません。今後、観光振興を図るために必要なことを検討し実施する際には、優先順位を付けつつ予算を配分していくことになると思いますが、この検討会議はそれでも不足する財源に対し長期的な確保策を検討しているものなので、町として現状維持のまま何もやらないということではありません。

**委員長**

私達は町議会議員ではありませんので、令和2年度当初予算の約107億円の構成を細かく調べ、財源内訳や入湯税の充当先、地方消費税交付金の使い道はこうだとか、そのような議論は議場で行っていただくものではないかと思えます。

この検討会議で議論することは観光まちづくりの財源について、D委員が発言された100億円増やすための方策に関する費用も含まれると思いますが、そのための財源をどうするかが検討事項となりますので、この資料はあくまで現状の当初予算事業費の財源内訳を示したと理解すればよいと思えます。

**事務局**

補足になりますが、参考資料3をご覧ください。以前、本検討会議はどのようなことを検討しなければならないか、守備範囲はどこか示してほしいという意見があり作成した資料になりますが、あくまでも財源のあり方を考える検討会議になりますので、本資料の中央付近にある検討すべき事項は「①歳出の対象分野と規模感」、「②観光まちづくり財源のあり方」、「③具体的な制度内容」であり、入湯税の充当先など現状の予算編成に係ることではないとご理解いただければと思います。

そのうえで新たな観光財源確保策の案を検討するわけですが、前提条件A～Dの観光と暮らしを両輪と捉えることなどを踏まえた観光まちづくり、この中には、当然、維持だけで

はなく充実も含まれますが、これを実施していくための財源のあり方や制度内容を考えることが検討会議の目的になりますので、現状の財源内訳や枠組み等を知っていただく必要があることから歳出分類等を行いました。

資料1の観光プラン実施計画は役割分担や施策の内容は決まっていますが、歳出の規模や町側の負担額が出ていない中で財源の議論は当然できませんし、令和2年度から策定作業がスタートする第6次総合計画後期基本計画についても、今後どのような政策が必要か検討したうえで財政面の所要額を出すこととなりますので、その段階になってはじめて歳出の規模が分かり、そこで見込まれる歳出と歳入との差引きで財源不足額が明らかになります。

この財源不足額への対応として、参考資料3の下段に記載のある行財政改革推進本部会議、これは町長を本部長とした会議になりますが、本検討会議で考えていただいた制度案を最終的にこの会議で諮り、長期の町政運営にあたって適切な制度内容や財源確保策を決定するという流れになります。

その枠組みの中にはD委員が発言された観光の充実という部分も入ってきますし、HOT21観光プランに基づき今後必要となる財源の議論が出てくると思いますので、それが出た段階で資料2の分類表を用いて観光客に負担を求める範囲や規模を検討し、長期に向けた制度や負担額の案を議論していくことが必要であると思っています。

委員長

この議題は今後の検討会議で重要な部分になりますので、特に大きな柱として残っている資料2の3ページ黄色く網掛けた観光まちづくり財源の対象範囲がこれでよいかについて、次回以降も引き続き議論していきたいと思っています。

### (3) その他

委員長

それでは、議題(3)「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から、資料3及び補足資料をもとに、前回の会議での意見を踏まえた入湯税に関する調査結果の修正内容、追加調査の補足説明を行った。

委員D

入湯税が温泉もしくは鉱泉等への入湯行為を対象とするこ

とは、どの団体も同様の規定ということによろしいですか。例えば相模原市は入湯税の課税がないということですが、温泉ではない日帰り入浴施設や宿泊施設は入湯税を取らない、つまり温泉がないという解釈ですか。

事務局

鉱泉浴場における入湯行為が対象となるのはどの団体も同様ですので、対象数が極端に少ないか、補足資料のとおり入湯料金が課税免除基準以下であるかとなり、D委員の発言されたとおりでよいと思います。

委員長

それでは議題3を終了し、事務連絡をお願いします。

事務局

具体的な日程は決まっていますが、令和2年度の第1回会議は7月上旬から中旬で調整しますので、4月に入って以降、決まり次第ご連絡します。

委員長

議事はこれで終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

#### 4 閉 会

企画課長

本日は、皆様お忙しい所ありがとうございました。

新型コロナウイルス対策で外出を控えるような話も出ている中、町の設定した条件のもと、ご参加いただき感謝申し上げます。

委員の皆様のご協力もありまして、本年度、何とか予定どおり4回の会議を実施することができました。来年度からは、より具体的な議論にも入っていくことになると思いますので、引き続き、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、第4回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。